

①上位の政策名	政策目標 9 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進	
②施策名	施策目標 9-2 諸外国との人材交流の推進	
③主管課及び関係課(課長名)	(主管課) 大臣官房国際課 (課長：渡辺 一雄) (関係課) 高等教育局学生支援課 (課長：村田 善則) スポーツ・青少年局競技スポーツ課 (課長：小見 夏生) 初等中等教育局国際教育課 (課長：手塚 義雅)	
④基本目標及び達成目標  ア＝想定した以上に達成 イ＝想定どおり達成 ウ＝一定の成果が上がっているが、一部については想定どおり達成できなかった エ＝想定どおりには達成できなかった  (ア＝想定した以上に順調に進捗 イ＝概ね順調に進捗 ウ＝進捗にやや遅れが見られる エ＝想定したどおりには進捗していない)		達成度合い又は進捗状況
	基本目標 9-2 (基準年度：14年度 達成年度：20年度) 諸外国との人材交流等を通して、国際的人材育成を推進するとともに、諸外国の人材育成への協力、我が国と諸外国の相互理解の増進、我が国の経済・社会構造の国際化等を図り、豊かな国際社会を構築する。  【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 ア＝全ての達成目標の進捗状況(達成度合い)の判断基準がアまたはイであり、アが3つ以上ある場合 イ＝達成目標の進捗状況(達成度合い)の判断基準が概ねイである場合(エがなく、ウが1つ以下の場合) ウ＝達成目標の進捗状況(達成度合い)の判断基準がウが2つ以上であり、エがない場合 エ＝達成目標の進捗状況(達成度合い)の判断基準にエがある場合	想定どおり達成
	達成目標 9-2-1 (基準年度：毎年度 達成年度：毎年度) 留学生の受入れ・派遣の両面で一層の交流の推進を図るとともに、留学生の質を確保する。  【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 ア＝留学生交流の実績等が大幅に増加 イ＝留学生交流の実績等が増加 ウ＝留学生交流の実績等が横ばい エ＝留学生交流の実績等が減少	想定どおり達成
	達成目標 9-2-2 (基準年度：14年度 達成年度：19年度) 我が国と世界各国との二国間交流が活発になる中で、二国間における国民間の相互理解を増進し、真の友好親善関係を構築するため、教育・科学技術・文化分野の交流を図る。  【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 ア＝教職員・学者・専門家の派遣・受入れの実施率が100% イ＝教職員・学者・専門家の派遣・受入れの実施率が80～99% ウ＝教職員・学者・専門家の派遣・受入れの実施率が50～79% エ＝教職員・学者・専門家の派遣・受入れの実施率が49%以下	想定どおり達成
達成目標 9-2-3 (基準年度：14年度 達成年度：19年度) スポーツの普及・発展に寄与するとともに、友好親善や国際的な視野と資質を持った青少年の健全育成を目的として、諸外国との交流競技会等を行うスポーツ交流事業を推進する。  【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 ア＝基準年度と比較して、派遣・受入れ合計数が大幅に増加(増加率が10%以上) イ＝基準年度と比較して、派遣・受入れ合計数が増加(増加率が5%以上10%未満) ウ＝基準年度と比較して、派遣・受入れ合計数が横ばい(増加率が0%以上5%未満) エ＝基準年度と比較して、派遣・受入れ合計数が減少(増加率が0%未満)	想定どおり達成	
達成目標 9-2-4 (基準年度：14年度 達成年度：18年度) 外国語教育の多様化を推進するため、英語以外の外国語教育に取り組んでいる都道府県を推進地域に指定し、地域の関係機関との連携のもとに実践的な調査研究を行い、外国語教育の一層の推進を図る。また、国際理解教育を推進する観点から、指定地域の高校生を諸外国に派遣するとともに、研究対象言語国の高校生を日本で受け入れる。  【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 ア＝指定都道府県の派遣・受入れの実施率が100%超 イ＝指定都道府県の派遣・受入れの実施率が100% ウ＝指定都道府県の派遣・受入れの実施率が70～99% エ＝指定都道府県の派遣・受入れの実施率が69%以下	想定どおり達成	

※17年度は70人(派遣35人、受入れ35人)を目標として基準設定

⑤現状の分析と今後の課題  
各達成目標の達成度又は進捗状況(達成年度が到来した達成目標については総括)

達成目標9-2-1  
平成17年度において、留学生受入体制の充実については、以下のような施策を行い、それぞれ順調に進捗している。  
○ 私費外国人留学生に対する中核的な支援施策である学習奨励費の給付人数を対前年度比275人増の12,291人とし、支援人数を拡充。  
○ 渡日前に入学許可が得られることを可能とした日本留学試験は、平成17年度から新たに国内外1都市を加え、国内外30都市で実施し、日本留学試験の活用推進に寄与。  
また、日本留学試験で優秀な成績を修めた者に対する学習奨励費予約制度における予約者数を、対前年度比270人増の1,089人とし、日本留学試験の活用及び留学生の質の確保に寄与。  
○ 外国人留学生の適切な受入を図るため、①適切な入学者選抜の実施、②外国人留学生の適切な在籍管理等の依頼を平成17年1月31日付で各大学等に発出しているところであり、さらに、平成17年度においても、諸会議にて協力依頼の周知を行い、留学生の質の確保に寄与。結果、留学生の不法残留者数については、対前年度比545人減の7,628人となった。

これらの施策を実施し、平成17年度においては、我が国に受入れている留学生数が対前年度比約4,500人増の121,812人となり、過去最高。  
また、日本人学生の海外への派遣については、大学間交流協定等に基づく日本人学生の海外派遣では、対前年度比3,006人増の18,570人となっている。(平成16年度実績)

一方、法務省の入国審査が厳格化され、日本語教育機関に在籍する学生数が減少(対前年度比9,519減)し、日本留学試験国内受験者が減少(対前年度比11,806人減)したため、日本留学試験受験者総数が減少。また、留学生宿舎については、地方公共団体等が設置する宿舎の入居者数は増加しているものの、日本学生支援機構の宿舎等において、アスベスト除去や耐震補強工事の必要が生じるなど、入居を停止したこと等により、公的宿舎に入居している留学生総数は、対前年度比850人減の26,773人。加えて、留学生の学位取得率についても、若干低下。

なお、平成15年度に行った私費外国人留学生生活実態調査では、日本へ留学して良かったと回答した学生が77.2%となるとともに、平成14年度に行った元留学生に対するアンケート調査でも日本の印象が良かったと回答した学生が84.4%となっており、日本留学の満足度が高い結果となっている。

上記のようなことから、留学生の受入・派遣の両面での一層の交流の推進及び留学生の質の確保については、想定どおり達成と判断。

達成目標9-2-2  
中国及び韓国より199名の初等中等教育教職員を招聘し、我が国の学校及び文化・社会教育施設等の訪問や日本人教職員との交流を通じて、我が国の教育制度・教育事情に関する理解が深められ、両国間の相互理解の増進及び教職員の資質向上が図られた。  
さらに、諸外国からの学者・専門家166名を招聘するとともに我が国の学者・専門家113名を諸外国へ派遣し、意見交換を行うなどにより、専門分野における交流、ひいては二国間の相互理解の増進が図られた。当初予定していた受入れ・派遣を概ね実施できたことから、想定どおり達成と判断。

達成目標9-2-3  
スポーツ交流事業を中央競技団体に委嘱して実施し、両国間の国際友好親善や青少年の健全育成が図られている。交流人数が昨年度と比較して減少したが、基準年度より増加していることから想定どおり達成と判断。

達成目標9-2-4  
平成17年度は、2ヵ年指定(平成16・17年度指定)の2年目として、中国語推進地域4府県、韓国語推進地域2府県の57校において、中国語及び韓国語教育に取り組み、外国語教育の一層の推進を図った。

施策目標(基本目標)の達成度

施策目標9-2の下の各達成目標については、上記のとおり全て想定どおり達成することができた。留学生交流については、概ね順調に進捗している。また、教職員・学者・専門家・スポーツ・高校生の交流は着実に遂行されており、相互理解の増進及び友好親善が図られたものといえる。これらの目標を達成することで、①人材の育成を通じた知的国際貢献、②国際的に開かれた社会の実現、③我が国と諸外国との間の人的ネットワークの形成や、相互理解と友好関係の深化、④我が国の大学等の国際化、国際競争力の強化にもつながったものといえる。  
以上のことから、施策目標9-2は想定どおり達成と判断できる。

今後の課題(達成目標等の追加・修正及びその理由含む)

達成目標9-2-1  
諸外国との相互理解の増進のためには、継続的な人的交流が重要であり、留学生を通じた国際交流を引き続き推進することとし、今後も引き続き留学生の質の確保等を図ることが課題である。

達成目標9-2-2  
二国間の相互理解の増進のためには継続的な人的交流が重要であるため、過去の実績を踏まえ、教職員・学者・専門家の交流を通じた相互理解の増進、国際交流の推進を引き続き図り、計画どおりの受入れ・派遣を実施することが課題である。

達成目標9-2-3  
諸外国との相互理解の増進のためには継続的な人的交流が重要であることから、スポーツを通じた国際交流を引き続き推進することとし、そのための予算確保に努めていく。

達成目標9-2-4  
さらなる国際化の進展への対応及び外国語教育の多様化を進めるため、中国語、韓国語以外の言語を含め、外国語多様化推進地域を指定するほか、外国語教育の直接のモチベーションとなる、派遣

・受入者数の増加を図ることが課題である。

評価結果の18年度以降の政策への反映方針

達成目標 9-2-1  
 これまでの施策の効果を維持しつつ、更に、今後の課題に対応することにより、一層の達成水準の向上を図るため、引き続き、留学生交流施策の充実に努める。

達成目標 9-2-2  
 国民レベルで相互理解を深めるためには、両国の教育において重要な役割を担う教職員の交流が極めて重要であるため、平成18年度においては中国及び韓国からの教職員の招へい数を拡充し、更なる交流の推進に努める。

達成目標 9-2-3  
 諸外国との相互理解の増進を図るため、引き続き交流の推進を図るとともに、より効果的な交流が図られるよう予算にも反映させていく。

達成目標 9-2-4  
 平成18年度からは新たに18・19年度の2カ年の指定を行い、これまでの中国語、韓国語に加え、ロシア語の推進地域を指定して研究させるとともに、推進地域高校生とロシア高校生との相互派遣・受入れによる国際相互理解、国際交流活動を推進する。

⑥指標	指標名	13	14	15	16	17
	我が国が受入れている留学生数(人) (対前年度増加率(%)) (達成目標9-2-1関係)	78,812 (23.1)	95,550 (21.2)	109,508 (14.6)	117,302 (7.1)	121,812 (3.8)
	大学間協定等に基づく日本人学生の海外派遣人数(人) (対前年度増加率(%)) (達成目標9-2-1関係)	13,961 (-)	14,938 (7.0)	15,564 (4.2)	18,570 (19.3)	- (-)
	留学生の不法残留者数(人) (対前年度増加率(%)) (達成目標9-2-1関係)	4,442 (0.9)	5,450 (22.7)	6,672 (22.4)	8,173 (22.5)	7,628 (△6.7)
	私費外国人留学生学習奨励費給付者数(人) (学習奨励費の受給者の割合(%)) (達成目標9-2-1関係)	12,403 (18.2)	12,129 (14.3)	12,753 (13.0)	12,016 (11.4)	12,291 (11.2)
	日本留学試験の国内外実施都市数 (()内は国外で内数) (達成目標9-2-1関係)	-	25 (10)	27 (12)	29 (14)	30 (15)
	日本留学試験の国内外受験者数 (()内は国外で内数) (達成目標9-2-1関係)	-	26,121 (1,432)	35,111 (3,208)	40,897 (3,565)	30,120 (4,594)
	諸外国からの受入れ・派遣者総数/受入れ・派遣予定者総数 ・諸外国の教職員の招聘(人) ・諸外国との相互交流(人) (達成目標9-2-2関係)			544/500 200 181(受入) 163(派遣)	516/500 200 142(受入) 174(派遣)	478/500 199 166(受入) 113(派遣)
	交流競技会等の交流(人) (達成目標9-2-3関係)	-	258(計) 133(受入) 125(派遣)	419(計) 199(受入) 220(派遣)	432(計) 301(受入) 131(派遣)	295(計) 209(受入) 86(派遣)
	派遣・受入れ者総数/派遣・受入れ予定者総数 ・日本人高校生の諸外国への派遣者数(人) ・研究対象言語国の高校生の受入れ者数(人) (達成目標9-2-4関係)	-	35/35 35	24/24 24	70/70 35	70/70 35
参考指標	公的宿舎に入居している留学生数(人) (割合(%)) (達成目標9-2-1関係)	23,228 (29.5)	25,743 (26.9)	27,359 (25.0)	27,623 (23.6)	26,773 (22.0)
	留学生の学位取得率(%) 修士課程 博士課程 (達成目標9-2-1関係)	78 51	78 51	76 51	75 47	- -
	我が国の高等教育機関の学生に占める留学生の割合(%) (達成目標9-2-1関係)	2.2	2.6	3.0	3.2	3.3
	日本人の海外留学者数 (出典: OECD「Education at a Glance」等) (達成目標9-2-1関係)	78,151	79,455	-	-	-

	外国人新規入国者数（中国）（人） （法務省「在留外国人統計」） （達成目標 9-2-2 関係）	225,357	272,894	276,297	411,124	—
	外国人新規入国者数（韓国）（人） （法務省「在留外国人統計」） （達成目標 9-2-2 関係）	1,005,451	1,121,672	1,293,809	1,419,786	—
⑦評価に用いたデータ・資料・外部評価等の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高等教育局学生支援課、独立行政法人日本学生支援機構及び OECD による調査</li> <li>・ 外国語教育多様化推進地域事業自体を国際教育課にて所管（データは国際教育課まとめ） （指定校数、派遣者数、受入れ者数ともに）</li> </ul>					
⑧主な政策手段 （過去に新規・拡充事業評価を実施し、平成18年度に達成年度が到来する事業については総括）	留学生交流の推進 （達成目標 9-2-1）	国費外国人留学生制度 22,886百万円  私費外国人留学生学習奨励費給付制度 7,581百万円  留学生のための公的宿舎の整備 208百万円  日本留学試験の実施推進 284百万円	新規受入れ人数は対前年度比20人増の5,263人  給付者は対前年度比275人増の12,291人。  公的宿舎に入居している留学生数は対前年度比850人減の26,773人。  平成17年度は、新たに国外1都市を加えた国内外30都市で実施。 受験者数は対前年度比10,777人減の30,120人。			
	新世紀国際交流プロジェクト （達成目標 9-2-2） （達成目標 9-2-3） （達成目標 9-2-4）	初等中等教職員招聘事業 152百万円  諸外国行政官交流事業 271百万円	中国及び韓国より199名の初等中等教育教職員を招聘  諸外国からの行政官・学者・専門家166名を招聘し、我が国の行政官・学者・専門家を諸外国へ113名派遣した。			
		スポーツ交流事業 32百万円	事業の実施により諸外国から209名を受入れ、日本から86名を派遣した。			
		高校生交流の推進事業 外国語教育多様化推進地域事業 20百万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6地域を推進地域に指定</li> <li>・ 指定地域内の57校で中国語及び韓国語の教育を実施</li> <li>・ 日本人高校生を中国に21名、韓国に14名派遣</li> <li>・ 中国人高校生21名と韓国人高校生14名を受入れ</li> </ul>			
⑨備考						
⑩政策評価担当部局の所見	※ 達成目標 9-2-1 について、達成度合いの判断基準を定量化等により明確にすることを検討すべき。					

# 施策目標9-2(諸外国との人材交流の推進)

## 平成17年度実績評価の結果の概要

留学生交流の推進  
平成17年度予算額  
47,134百万円

留学生交流の推進

新世紀国際交流プロジェクト  
平成17年度予算額  
423百万円

諸外国の教職員を招聘

諸外国の行政官等招聘  
我が国の行政官等派遣

平成17年度予算額32百万円

諸外国との交流競技会

平成17年度予算額20百万円

高等学校における外国語教育振興

<達成目標 9-2-1>  
留学生の受入れ・派遣の両面で一層の交流の推進を図るとともに、留学生の質を確保する

→ 留学生の質を示す指標の一つである学位取得率は、修士課程においては平成16年度は前年度と比べて若干低下しているが、留学生受入れ数は増加しており、想定どおり達成。

<達成目標9-2-2>  
我が国と世界各国との二国間交流が活発になる中で、二国間における国民間の相互理解を増進し、真の友好親善関係を構築するため、教育・科学技術・文化分野の交流を図る。

→ 当初予定していた受入れ・派遣を概ね実施できたことから、想定どおり達成。

<達成目標9-2-3>  
スポーツの普及・発展に寄与するとともに、友好親善や国際的な視野と資質を持った青少年の健全育成を目的として、諸外国との交流競技会等を行うスポーツ交流事業を推進する。

→ 209名の受入れ、86名の派遣をしていることより、想定どおり達成。

<達成目標9-2-4>  
外国語教育の多様化を推進するため、英語以外の外国語教育に取り組んでいる都道府県を推進地域に指定し、地域の関係機関との連携のもとに実践的な調査研究を行い、外国語教育の一層の推進を図る。また、国際理解教育を推進する観点から、指定地域の高校生を諸外国に派遣するとともに、研究対象言語国の高校生を日本で受け入れる。

→ 中国語推進地域4府県、韓国語推進地域2府県をそれぞれ指定し、当該府県の57校で、中国語及び韓国語の教育に取組、英語以外の外国語教育の一層の推進を図った。また、推進地域に指定した我が国高校生を派遣(中国21名、韓国14名)するとともに、中国から21名、韓国から14名の高校生を推進地域で受入れし、相互交流が図られたことから想定どおり達成。

留学生交流の推進は、諸外国との相互理解の増進と人的ネットワークの形成等につながる。

- 両国間の相互理解の増進及び教職員の資質向上
- 専門分野における交流、二国間の相互理解が増進

- 友好親善や国際的な視野と資質を持った青少年の健全育成

ホームステイ及び現地校に通学させ、語学学習や交流活動を実施して、相互理解・友好親善を図る

基本目標  
諸外国との人材交流等をとおり、国際社会で活躍できる人材を育成するとともに、諸外国の人材養成に貢献し、我が国と諸外国の相互理解の増進と友好親善に資する。

↓想定どおり達成